

鵜野森地区整備促進事業の相模大野・若松地区の事業化に向けたサウンディング型  
市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市の施策に位置付けられている事業の検討にあたって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の目的

鵜野森地区整備促進事業の相模大野・若松地区においては、計画的な市街地の形成を図ることを目的に、地権者組織である「相模大野・若松地区まちづくりを考える会」が設立され、土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の実施に向けた取組が進められており、市はその取組を事務局として支援してきたところです。

今後、民間活力を主体とした事業化に向けた取組を促進するため、地権者の機運の醸成を目的とした事業協力者（事業化検討パートナー）の導入を予定しており、専門的な知見を有する民間事業者等の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただきたく調査を実施します。

3 調査の対象

|                |                                                                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名等           | 鵜野森地区整備促進事業（相模大野・若松地区）                                                                                                         |
| 概 要            | （所在地）相模原市南区若松一丁目、若松二丁目、相模大野一丁目の一部<br>（事業面積）約13.2ha<br>（地権者数）88名（令和7年4月登記情報）<br>（用途地域）なし（市街化調整区域）<br>（事業手法）土地区画整理事業を想定          |
| 対話内容<br>（主なもの） | （1）事業協力者としての本事業への関わり方について<br>（2）地権者の機運醸成及び合意形成の図り方について<br>（3）本事業への参画可能性について<br>（4）参画の条件について<br>（5）参画における行政に期待する支援や配慮を要する事項について |
| 対象者            | 業務代行方式の土地区画整理事業の実績を有する民間事業者<br>（企業・NPO法人等、それらを構成員とするグループ等を含む。）                                                                 |

※詳細については、次ページ以降をご確認ください。

#### 4 実施スケジュール

| 内 容        | 実 施 時 期                       |
|------------|-------------------------------|
| 実施要領の公表    | 令和7年11月18日（火）                 |
| 事前説明会参加申込み | 令和7年12月1日（月）まで                |
| 事前説明会の開催   | 令和7年12月8日（月）<br>14時00分～16時00分 |
| 対話参加の申込み   | 令和7年12月8日（月）～令和7年12月15日（月）    |
| 資料提出【任意】   | 対話実施日の5営業日前まで                 |
| 対話の実施      | 令和8年1月13日（火）～令和8年1月23日（金）     |
| 結果の公表      | 令和8年3月（予定）                    |

## 5 対話までの流れ

### (1) 事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙2「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し E メールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

【日 時】 令和7年12月8日(月) 14時00分から16時00分まで

【場 所】 南区合同庁舎3階 講堂(相模原市南区相模大野5-31-1)

【申込期限】 令和7年12月1日(月) 17時まで

【申 込 先】 相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 都市整備課

【Eメール】 toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp

### (2) 対話参加の申込み

別紙3「対話参加申込書」に必要事項を記載し E メールに添付の上、申込期間中に上記申込先へお申し込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】 令和7年12月8日(月)～令和7年12月15日(月) 17時まで

### (3) 資料提出

資料の作成及び提出は求めませんが、「6 対話内容」に対し、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします(任意様式)。

※提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【申込期限】 対話実施日の5営業日前までとします。

### (4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】 令和8年1月13日(火)から令和8年1月23日(金)までの期間で、1者あたり1時間程度。(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

※対話は、上記期間のうち平日に実施します。

【場 所】 相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「7 対話内容」以降をご確認ください。

### (5) その他

- 対話の実施は、最大10者程度を想定しております。対話参加の申込みが多数であった場合は、限られた時間の中で本調査を効率的に行うため、対話を実施する相手方を、一定の基準(所在地・業種等)ごとに選出させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 実施事業の概要

### 別紙1 「相模大野・若松地区まちづくりの概要」のとおり

## 7 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、または参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施します。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

### 【主な対話項目】

| 項目                           | 内容                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業協力者としての本事業への関わり方について       | 今後、事業協力者（事業化検討パートナー）の参画により、地権者の本事業に対する賛同率向上を目指しておりますが、事業協力者としての本事業への関わり方についてのお考えをお聞かせください。<br>なお、事業化検討パートナーは業務代行者への移行を前提としておりません。                                                                                 |
| 地権者の機運醸成及び合意形成の図り方について       | 研究会の開催や地権者への個別相談等を通じまちづくりに対する機運醸成を図ってきましたが、本事業に前向きな地権者の割合は全体の約5割です。特に、住宅や店舗等として既に土地活用をされている方からは、本事業に対するメリットを感じられないなど反対のご意見をいただいている状況となっております。<br>今後、地権者の機運醸成や合意形成に向けた調整に関して、どのような進め方が考えられるか、具体的なご意見・ご提案をお聞かせください。 |
| 本事業への参画可能性について               | 業務代行者又は専門事業者の共同事業体等として本事業への参画可能性について、お聞かせください。                                                                                                                                                                    |
| 参画の条件について                    | 本事業への参画に際し、参画するために必要な条件や留意事項について、ご意見をお聞かせください。                                                                                                                                                                    |
| 参画における行政に期待する支援や配慮を要する事項について | 本事業への参画において、市に期待する支援や配慮を要する事項がある場合は、ご意見をお聞かせください。                                                                                                                                                                 |

## 8 留意事項

### (1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らかの約束をするものではないことをご了承ください。

### (2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力

対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

### (4) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

### (5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

## 9 問い合わせ先【相模大野・若松地区まちづくりを考える会事務局】

連絡先：相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 都市整備課

所在地：相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 1 号

電話番号：042 - 769 - 8259（直通）

F A X：042 - 754 - 8490

E-mail：toshiseibi@city.sagamihara.kanagawa.jp